

年金記録問題



厚生労働委員会（第六回）

政府参考人の出席を求めるとを決定した。厚生年金旧台帳の記録管理に関する件、後期高齢者医療制度における保険料負担等に関する件、終末期医療の在り方に関する件、全国健康保険協会の職員採用基準に関する件、ねんきん特別便の運用改善に関する件等について舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

2008年4月17日 169回-参議院-厚生労働委員会-

社会保障及び労働問題等に関する調査について

政府参考人

- ・ 舛添要一 厚生労働大臣
- ・ 水田邦雄 厚生労働省保険局長
- ・ 中野寛 社会保険庁社会保険業務センター所長

質疑内容

- ・ 厚生年金旧台帳記録をマイクロフィルム化した際に除外されたデータの扱い
- ・ 記録の紛失により年金が受給できない人に対する厚労大臣の責任

風間直樹君 一昨日、四月の十五日、厚生労働委員会のメンバーで埼玉県にありますワンプシアーカイブズ倉庫を見学してまいりました。この際、中野社会保険業務センター所長、そしてワンプシアーカイブズの和田副社長に対応をいただきましたことをまずもってこの場をお借りしまして御礼を申し上げたいと存じます。

私は初めてこの場に伺ったわけですが、大臣は既に行かれていらつしゃいますので状況を御承知かと思えます。八十坪ほどの倉庫の中に、個人が実際にカウントしたところでは五千三十一箱の記録がございました。我々はこのから担当者の方のお手をお借りしまして約七八箱の箱を直接取り出していただいて、これも担当者の方がビニール手袋をしてそこから一枚一枚の記録を取り出して、そして私どもがそれを拝見すると、こういふ形で視察をしたわけでありませう。

委員のどなたも大変鬼気迫る迫力がございました。やはりこの場所に昭和十七年から昭和三十二年までにかけて、現在七十歳以上の方々が当時お勤めになった結果として納めた厚生年金の記録そのものが保管さ

れていると。もし受給漏れがあるとすれば、最終的にその記録を当てるべきはここだという場所でありませうから、我々の真剣度もひとしおだったわけでありませう。

御説明によりませうと、ここに保管されているデータ、千三百六十五万件の台帳になるわけですが、これは基本的にはすべてデータ入力をされている、当然オンライン化されていると、こういうことでありました。しかし一方で、入力ミスでデータの一部が欠けているものもあると、例えば事業所名等ですね。それを確認するためにこの台帳に最終的には当たっていると、こういう説明をいただいたわけでありませう。

最終的に、視察後、一時ぐらいいからだったでしょうが、昼食を取った後にかなり突つ込んだ質疑を中野所長とさせていただいたんですが、委員全員の、ほぼ全員の共有認識として、入力ミスがあるんであれば、オンライン化されているデータにあるのであれば、まずその割合がどれぐらいなのかを調べるサンプル調査をしなくてはならないのではないかと、こういう声が非常に多く出ました。それを受けて、岩本司委員長より中野センター所長に対してサンプル調査を実施するという要請を強く申し上げたところでありませう。

まずお伺いしますが、舛添大臣もこの入力データの一部が欠けているということはおかねがねの審議で既にお認めのところだと思えますが、ならば、やはりそのミスの割合がどれぐらいかを調べるサンプル調査を実施する、そういう認識をお持ちかどうか、お尋ねします。

国務大臣（舛添要一君） 皆さん方に御視察いただいて、本当にありがとうございます。

私も今委員が御指摘のように現場を見ております。それで、実は各保険事務所に被保険者の名簿が全部出ています。それを旧台帳という形でそこに置いてあります。今、昨年の政府・与党の決めました工程表に基づいてサンプル調査、これは国保から始めて厚生年金



という形で、こうやる形で今やっています。その過程において、ワンピシにあるやつと同じものがある意味でサンプル調査はやるわけですから、今のこともその日程に従ってやっていって、同じものがあるわけですから、基本的にそこで解明できるというふうな思っています。

いつも申し上げますように、ダブルトラックでやる。一つは十月までに国民の皆さん一人一人に確認していただく、そして今委員がおっしゃったように、記録について基の台帳、これを全部サンプル調査を今からやっていくと。それは予定どおりやっていきたいと思っておりますので、そのプロセスで同時に今のことはかなうというふうな思っています。

そこから先のまた雑然と、ある意味で、したこの倉庫をどうするか、これまた後で御質問あればお答えしたいと思っておりますけれども、今の御質問に対してはそういう日程でやっていきたいと思っております。

今、実は、御説明あったと思いますが、入力ミス含めてチェックしていった不明ながあれば、それぞれの地方の社会保険事務所の職員があとそこに来て、それ引つ張り出して見ているわけですね。それをもっと効

率よくし、そういうことができるとできるような体制もまた考えておりますが、今の委員の質問に対しては先ほど申し上げたように考えております。

風間直樹君 大変、我々委員共有の非常に強いこれは要請であり、必要性を感じたということでありました。ロク々に委員の皆さんがそのサンプル調査を求めると。その状況を御覧になっていた岩本委員長御自身が、やはり強くその必要性をお感じになって、非常に強い口調で中野所長に要請をされたわけでございます。私は今の大臣の御答弁では、あの現場に居合わせた認識からしますと不十分ではないかと思うわけでございますが、岩本委員長、当日、委員長からも所長に強い御要請をしていたわけでございますが、今の大臣の御答弁をお受けになって、やはり委員長としての御所見もおありになるのではないかと思います。委員長、いかがでしょうか。

委員長（岩本司君） 通常、委員長に質問というのは余りないかと思うんですが、皆様のお許しをいただければ御答弁申し上げますが、よろしいですか。

大臣もサンプル調査を実施するというふうにおっしゃっていたいただきましたので、私も是非、衆議院で一度視察に行かれましたけれども、じっくり視察もできなかった。今回の視察は衆議院よりも時間を取らせていただいて私も調査をしたところ、私も必要だと思っておりますので、舛添厚生労働大臣、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

風間直樹君 ありがとうございます。

大臣、これ、いつまでにこれを完了していただくかということをやはり見通しとしてこの場でお示しをいただかないといけないと思うんですね。作業上、二度手間になるわけですから。やはり秋より

以前に私はやる必要があるんじゃないかと思いますが、大臣、いかがでしょうか。

参議院厚生労働委員会視察実施要領

1. 視察目的 年金記録の保管状況等に関する実情調査

2. 視察委員

委員長	岩本 西	司 悟	(民主)
副委員長	岩家 博	藤 之 勲	(民主)
委員	谷 藤 雄	藤 藤 一	(自民)
	渡 藤 雄	藤 藤 一	(公明)
	足 藤 雄	藤 藤 一	(民主)
	大 藤 雄	藤 藤 一	(民主)
	風 藤 雄	藤 藤 一	(民主)
	津 藤 雄	藤 藤 一	(民主)
	中 藤 雄	藤 藤 一	(民主)
	藤 藤 雄	藤 藤 一	(自民)
	山 藤 雄	藤 藤 一	(公明)
	小 藤 雄	藤 藤 一	(共産)
	福 藤 雄	藤 藤 一	(社民)

随行者 (委員部) 委員部第七課 課長補佐 金 子 真 実
同 係長 宇津木 真 実
(調査室) 厚生労働委員会調査室 室長 松 吉 茂 成
同 首席調査員 田 岡 先 敬 史
同 調査員 松 吉 茂 成

3. 視 察 先 年金記録のセキュリティ倉庫

4. 視察年月日 平成20年4月15日 (火)

5. 日 程

月 日	時 間	視 察 箇 所 等
4月15日(火)	10:00	参議院議員会館発(借上バス) ○年金記録のセキュリティ倉庫 <施設内視察、概要説明等・昼食> 図 示 者 社会保険業務センター所長 中野 寛 ほが
	15:20	参議院議員会館着

委員長(岩本司君) ちょっと大臣の前に、先ほどの風間委員の案件は理事会協議になっておりますので、しっかり理事会でも協議進めます。

国務大臣(舛添要一君) 今、特殊台帳についてはこれはほぼ作業を進める、それから、国保についても同時でございましてけれども、今、実は厚生年金については大体サンプル調査が終わわり、それを全体でいわれる八億五千万と言われているような全部の大きな数字でいいますと、今年の六月から夏ぐらいにかけてその今サンプル調査が上がってきてますから、それを見て、何度も申し上げますけれどもワンピシにあるのの基のやつですから、それを見て、どういう状況であるか、どういう形でこれを分析していくかと、それをもう六月から夏ぐらいにかけてきちんと作業手順も含めてサンプル調査の結果を踏まえてやりたいと思ってい

ますんで、それはいつも御説明しておりますような工程で今サンプル調査がほぼ終わり、そして今から分析に入るとい段階でございます。

風間直樹君 それでは確認ですけれども、秋の前ころまでにはそれを終えていただくということでもよろしいですね。

国務大臣(舛添要一君) 分析調査の結果、この夏ぐらいいまでにそれを基にしてどうするかということを大体出したと思っております。

風間直樹君 同時に、この千三百六十五万件の台帳、所長の御説明では基本的にはすべてオンライン化されていると、基本的にはという留保条件が付くんですよ。ということは、台帳の何割が一体オンライン化されているのか、これを調べる必要があると思っておりますね。やはりここを調べないと、今オンラインに入っていますと言われているも抜けている可能性があるかもしれない。そのサンプル調査を実施する必要性、私はあると思っておりますが、大臣いかがでしょうか。

国務大臣(舛添要一君) まさに人間のやることですから、入力ミスというようなこと、これはあり得ると思えます。しかし、基本的にはというのは、基本的に全部オンラインにしたはずなんです。はずなんです。ただ、そのときに打ち間違いがあったり、それから、御覧になったあの紙ですから二枚一緒になっていて気が付かないというようなことはあり得ると思えます。しかし、それも今サンプル調査の基のについてやるとともに、私はやっぱり今年の十月までに国民の皆さん各位にこれを送りますから。

今でもいろいろところから第三者委員会を含めて申立てがいろいろあります。そういうものをまさに基に戻って、ああ事業所名欠け

ているねと、じゃワンビシに行つて確認してこようと、こういう作業をやっているわけですから、私は今のサンプル調査とともに常にダブルトラックというか、二正面からやっている。一つは一人一人に全部送つてそっちからこの問題に迫っていく、もう一つは今の記録の解明作業、サンプル調査を含めてやる。それを総合的に相まってやる過程において全体像がつかめるといふように思っております。

今やるべきことはそのプロセスをいかに効率的にいかにかに正確にするかということなんで、それは十分考えておりますけれども、方針はそういう形で、大体大まかな目安というのは一億人全部に特別便が着く、そして個人個人の御協力を賜つて記録の再確立をやっていくと、そういう方向でいきたいといふふうに思っております。

風間直樹君 重ね重ねになりますが、ここにある記録は現在年金を受給されている方々の記録なんです。非常に重要な記録なんです。しかし、今回の視察で明らかになつたのはこの記録の中に幾つもの穴があるといふ状態だったんです。それが今最初に申し上げました、まず一番目が入力ミスが存在しているということ、そして二つ目が台帳のうちすべてが入力されているわけではないということ、入力ミスがあると、このまず二つの穴をここでしっかりと確認をしておきたいと思えます。

大臣、この旧台帳については今後整理をしますと、こういうことであります。このデータベース化の整理、作業時間と必要経費とを精査すると三月十九日付けの社保庁の資料では記載をされています。現時点での必要経費と作業時間、あるいは必要人数、これはどれぐらいの見込みなのか、さらにまた、いつまでにこれを完了される予定なのか伺います。

政府参考人(中野寛君) お答え申し上げます。

現在セキユリティー倉庫に保管をしております厚生年金被保険者台帳につきましても、その管理状況が必ずしも効率的な索出ができるような状態になっておりません。これを、この状態を改善するようにと大臣の御指示もございまして、現在、そのやり方につきましても、年金記録問

題作業委員会の専門家の先生方の御意見なども踏まえまして検討をし、これから具体的に着手をしまいたいと考えております。現時点で考えておりますのは、旧台帳の年金手帳記号番号をデータベース化をいたしまして、この索出を効率的にするという方法を考えております。

これらの作業につきましては、一般競争入札によって業者を選定をしたいと考えております。当該業者に委託をして実施いたしますので、入札の要件に係つてまいります必要経費、作業時間、あるいは必要人数等につきましては、この場でお答えすることは差し控えてさせていただきます。是非御理解をいただきたいと存じます。

国務大臣(舩添要一君) 事実はそのことなんです。実は、経過御説明申し上げますと、私が行つて、皆さんも御覧になつたように、ばあつと調べていっていったら、飛んでいる番号がある。それは何かというのは、引き抜いて元に戻さないでほかの箱に入れていくというような状況があるものですから、私はあの場で、まずとにかくきれいにまず並べ直すと、引っこ抜いたやつを元に戻して、その作業をやるのが一番かというふうに思っていました。

しかし、専門家の作業委員会が私の直属にありますから、こういうプロの方々にお諮りすると、そういうやり方もあるけれども、箱を整理することは整理することとして、今ある箱のその番号というデータのままコンピューターに入力する、そうするとコンピューター検索ができる。それで、例えばある北海道なら北海道の社保の事務所の方がこういうことを調べたいというときに、例の索引で今のデータベースを使って検索することが十分可能になりますから。

そういう意味では、むしろそちらの方が作業手順がいいんではないかということとともに、それで、大体どれぐらいのお金の見積りが掛かるんだと、作業委員会の方々は専門家ですから、そうすると、大臣、人件費を使つて一つ一つ並べ替えるなら、まさにデ

データベース化、コンピューターでやった方がむしろお金も掛かりませんというような提案があったものですから、そういう方向で、できれば五月いっぱいぐらいに競争入札をして作業を始めたいと、そういうふうに思っております。

風間直樹君 大臣、今の御答弁の中でちょっと事実と違う点があるのではないかと。箱の中で連番の中で抜けている台帳記録なんです、先日の中野所長の御説明では、喪失した記録もあると。それでよろしいですか。

政府参考人(中野寛君) 御説明申し上げます。

御覧いただきました厚生年金被保険者の旧台帳でございますが、これは昭和三十二年十月一日現在で現存しておられた、被保険者として現に適用を受けていた方々の記録が御覧いただいた千三百六十五万件とされているものでございます。それ以外に、その時点で既に厚生年金を抜けておられ、脱退をされていた方、この方々の記録は喪失被保険者の記録ということになります。これらにつきましては、これら昭和二十九年の段階で既に脱退をされていた方々の記録につきましては、マイクロフィルムという形で別の保管の方法をしておるものがございます。そういう方々の台帳は抜けているという状況でございます。

風間直樹君 このマイクロフィルムを廃棄したという指摘があるわけですが、この点はいかがですか。

政府参考人(中野寛君) マイクロフィルムに収録をしました旧台帳、これフィルム化をいたしましたので、紙台帳につきましては廃棄をいたしております。

風間直樹君 そうすると、大臣、今後データベース化するに当たっては、当然、この現存する紙の台帳と、それから台帳は廃棄されてしまっ



たけれどもマイクロフィルムとして残っている記録、この両方をデ

ータベース化することになるわけですね。確認です。

国務大臣（舛添要一君） その細かい点をどういうふうにするかというのは今、作業委員会で詰めていただいております。その上で、できれば五月中に入札をしたいということなんで、ちょっとこれはプロの方々にどういう形でやるのが一番いいかというのを今検討させていますが、ちょっと細かい技術的なことなんで、お許しいただければ中野所長の方に答えさせます。

政府参考人（中野寛君） 大臣の方から御説明を申し上げましたデータベース化、索引簿の作成につきましては、先日御覧をいただきました千三百六十五万件の紙で保管をされている台帳、これらにつきまして、それらの年金手帳記号番号をデータベース化することとさせていただきます。

風間直樹君 済みません、所長、分かりませんが、今の御答弁。大臣は、両方をデータベース化するという御答弁なんです。所長は、そうじゃないとおっしゃる。どっちが本当ですか。

政府参考人（中野寛君） 紙の台帳につきまして古い記録を探す必要がありまして、御覧いただいたような形で引き抜きをしておりますが、その作業を効率化して、それから、管理状況を改善するという意味で、紙で管理をしております記録につきましてデータベースに年金手帳記号番号を入力をしていくという作業を今後進めていくことにしております。

風間直樹君 ちょっと整理してください。まず、千三百六十五万件の埼玉のワンピシの倉庫にある記録がありますね。一方で、その再取得の台帳、結局紙記録そのものは廃棄されてしまったけれどもマイクロフィルムで残っているデータが、台帳があると。この認識はまずよろしいですね。この二つのデータを結局それぞれ入力し、オンライン化するとう理解でよろしいですか。

政府参考人（中野寛君） 御説明をもつ少し補足をさせていただきます。

二つの別の作業が進めていくことになります。一つは、千三百六十五万件の紙で保管されている記録、御覧いただいた記録につきましては、先ほど来御説明を申し上げているような形のデータベース化をしたいというふうなことでございますが、千四百三十万件のマイクロフィルム化された記録、こちらにつきましては、既に昨年十二月以降、その記録の氏名、生年月日、性別等の基本的な情報についてコンピュータに入力をする作業を進めてきております。それに基づきまして年金番号との名寄せをし、その結果、千四百三十万件のマイクロフィルム化された記録と結び付く可能性のある方にはまた別途お知らせするという作業を進めることといたしております。そういう二つの別の作業が進んでいくと、こういうことでございます。

風間直樹君 そうしますと、千三百六十五万件、これは紙台帳で残っているわけですからオンライン化すると、千四百三十万件、紙台帳は残っていないけれどもマイクロフィルム化された記録も今オンライン化が進んでいると、こういうことでございますね。それぞれ結び付けていく、どなたの記録が結び付けていく、こういう理解でよろしいですね。

政府参考人（中野寛君） 基本的に御指摘のとおりでございます。

風間直樹君 念のためお尋ねするんですが、この千四百三十万件の記録、紙台帳はもう残っていないと、これはすべて当時あった紙台帳は間違いなくマイクロフィルム化されたと考えてよろしいですね。もしここに漏れがあったりミスがあったりするとまた大きな問題になります、その確認をさせていただきます。

政府参考人(中野寛君) 基本的に、当時の喪失被保険者の台帳につきましてマイクロフィルム化をし、現存被保険者の記録については紙台帳として保管するとともに、磁気テープ化をしていくということでございます。

風間直樹君 この基本的なという留保の言葉が付くときが実は一番危ないときなんです。例外を設けていらっしやるんですね。これがすべての今日の社会保険事務所におけるあの年金記録の混乱につながっているんですよ。私はここを強く指摘したいと思います。所長、いかがですか。

政府参考人(中野寛君) 御指摘の点も踏まえまして、冒頭大臣の方からもお話がございましたが、これらの旧台帳の記録の基となった情報が入っております厚生年金の被保険者名簿・原票という資料が社会保険事務所にございます。これらの被保険者名簿・原票に入っている記録がコンピューターに収録をされているかどうかということの照合につきまして、今その方法について検討を進めておりまして、今後効率的な方法でコンピューターの収録状況を確認をしていく作業も別途考えております。

風間直樹君 今の質疑を通して分かりましたことは、結局、七十歳以上の方々、厚生年金を御在職中保険料を一生懸命まじめに納めていらっしやった方々、既に年金を受給していらっしやる、しかしその受給金額が必ずしもやはり一〇〇%もらえている保証はない、これが改めて分かったとは思いますが。これはやはり非常に大きな問題ですね。

次に、この倉庫を視察しまして、年金の記録、保管されている台帳に空いている三番目の穴を指摘したいんですが、死活的に重要な記録、この確認作業ですね。現在では、約一週間当たり六百件程度の記録の確認要請がワンビシさんの倉庫に来ると、それをワンビシさんの従業員の

方々が一件一件箱に当たり、台帳に当たって確認していると、こういう御説明をいただきました。これは、ワンビシさんの従業員の方々がその確認作業に当たられているという点、間違いございませんでしょうか、確認させていただきます。

政府参考人(中野寛君) 旧台帳につきましては社会保険庁の庁舎と離れたところに管理をお願いしておりますので、そこから旧台帳を探し出す作業につきましては受託業者である事業者をお願いしております。

風間直樹君 それなんですけれども、これ、七十歳以上の方々お一人お一人の大変重要な記録の確認です。そこで確認ができるかできないかによつて、その方が受給する毎月の年金の金額が大きく違ってくるわけです。それを果たして受託業者の従業員の方お一人の手にお任せしていいのかという問題が浮かぶんですね。

大臣、これ少なくとも、これは我々委員の共有認識ですが、複数の方に確認作業に当たっていたらどうか。さらに、これを受託業者のワンビシさんの社員に任せるとはならないか。さらにはこの記録に責任を持って当たるべき社保庁の方が同席、陪席しチェックに当たるべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

国務大臣(舛添要一君) ワンビシとの契約においては、この今のような作業もきちんとその社員に委託してやるということになっておりますから、それは基本的に今までそれでミスがあったということも聞いていませんので、基本的にしつかりやっていたいているというふうに思います。

ただ、委員の今の御指摘もありますので、これはどういう形で例えば社保庁の人間を張り付けるかということもありますが、ただ、早急にコンピューターによるデータベース化を図りますから、その

ときに相当作業が効率化できる。それで、コンピューターのデータベースを要するにあそこに置いておく必要はないわけですから、こちらで持つておいて、それで例えばどの箱のどこにあるものについてコピーをして送りなさいというようなことができるので、そのときに今のことも一緒に考えたいというふうに思います。

風間直樹君 大臣、これ、索出にミスがあったかどうか分らないんですよ。だって、検証していないんですから、分かりようがないですよ。検証していないのにどうして分かるんですか、ミスがなかった。

国務大臣（舛添要一君） それは、各地の社保の事務所から、これとこのデータを探し出してくださいと言って探し出したときに、いや、それは違う人のデータですと言ったら、それはミスですけれども、そういうことの報告を私は聞いていないということですよ。

風間直樹君 それに加えて、データそのものがない可能性も私はあると思うんですけども、いかがでしょうか。

この索出ミスの責任をだれが負うかという問題は大変重要な問題だと思っております。これ、もしあった場合、大臣、先ほどの御答弁でもおっしゃいましたけれども、人間のすることですから、それはあるかもしれません。その場合の責任というのは一体だれが負うんですか。ワンピシさんですか、社保庁ですか。

政府参考人（中野寛君） 旧台帳の索出につきましては、引き抜きを依頼した結果、旧台帳が索出不能であったといたしましたも、原簿に相当いたします旧台帳と同一の記録が記載されており、被保険者名簿等が社会保険事務所に管理されており、これを参照することで確認をすることができるわけでございます。

なお、委員のお尋ねでございますけれども、具体的な事例を踏まえ

に申し上げることは大変困難であるわけでございますけれども、あくまで一般論として申し上げるといたしますと、旧台帳の索出につきましては、社会保険庁が民間業者へ委託をしておるわけでございまして、こうした委託をしているものとして最終的な責任は社会保険庁にあるということになると考えております。

風間直樹君 分かりました。

今日の質疑で、このワンピシの倉庫にある台帳記録、ここに潜む三つの穴を指摘させていただきました。

まず、すべてがデータ入力、オンライン化されているわけではない可能性があるということ。台帳の中にオンライン化されているものがない可能性があるということ。それから、このオンライン化されたデータの中に入力ミスがあるわけだから、やはりそれをどれぐらいの割合があるかを調べなければならぬということ。さらに、今御指摘した索出にかかわる正確性の問題であります。

大臣、これ解決するには、やはりトータルとしてはデータベース化を相当急ぐ必要があると思えますね。今日、御答弁をいただきましたけれども、その点、早急に手だてを講じて進めていただきますように重ねてお願い申し上げます。

それでは、次の質問に移ります。

連日、夜のニュース、朝のワイドショーで後期高齢者の制度の問題取り上げられておりますが、ここに、三日のマスコミが一番注目している最大のテーマ、何かといいますと、結局のところ、この七十五歳以上の方が負担することになる新たな保険料というのは、これまでの国保に比べて上がるのか下がるのかという点なんです。これ、政府の様々な要人の発言を聞いていまして、さっぱり分からない。大臣の御発言も揺れ動いている。大臣、結局のところ、どちらなんでしょうか。下がるんですか、上がるんですか。

国務大臣（舛添要一君） それは、正確なところは調べてみない

と分かりません。というのは、各自治体によって様々な算出方式があります。ですから、一般的には、例えば単身者でいうと六万六千円の年金だけの方は、これは一般平均値ですから、その数字がそのままそこにあるわけじゃありません、二千八百円から千円と。だから、十六万七千円の厚生年金について言う方は七千七百円から五千八百円と。それは一般値であって、だから東京都のように算出方式を住民税を中心にやっているのと相対的に高くなる。それから、名古屋もそうだったと思いますし、東京もそうですけれども、各自治体が補助を与えてきたところがあるんですね。そうすると、相当安くなっている。これはそういう補助が今度都道府県単位になりますから、これがなくなると御本人一人一人にとっては、補助があつたから何か分からない、今まで例えば千五百円だったのが千八百になる、高くなつたじゃないかというケースはあり得ると思います。



これ、何らかの形で調査をできないかということ、指示をいたしたところでございますけれども、今大まかな数字でも出ないかということで調査をしますが、一般的にこういうケースはこうだということ、申し上げます。

それからもう一つは、均等割とか所得割とかに加えて、これ自治体によりけりなんですけれども、大多数の自治体が資産割とこの割合を入れていましたんで、日本のお年寄りというのは持家比率も非常に高く、七割ぐらいの方が資産持っておりまして、少しでも持っている資産割が掛かりますから、その分なくなつた方はこれは安くなつてくる。だから、答え言つと、正確なところは、各自治体によってまちまちです、ただ今のようないふことは申し上げられませんが、そういうことであります。

そういうことを私は閣僚懇談会の席でも申上げて、それでもな

お、大臣どれぐらいの感じですかというのと、国保方式を取っているのは八割ですから、そんなこと言ふんだったら七割、八割かなという感じを言つただけであつて、そういうコンテキストで申し上げたということ、ここを確認しておきたいと思ひます。

風間直樹君 いや、不思議なんですよね。この制度の導入が強行採決によって決まつたのが二〇〇六年です。二年前です。この二年間、厚生労働省が各自治体と連絡を取る時間は十分あつたでしょうし、それぞれの自治体によって違う様々な点を確認した上で制度の円滑なスタートを促すという準備の期間はあつたと思ふんです。なぜそれができなかったのか。その結果、これだけの混乱が生まれているんですけれどもね。

政府参考人(水田邦雄君) 施行から二年間の時間あつたわけでございますけれども、まずその一年間は広域連合の設立というところから始まりました。新たな広域連合の保険料率は広域連合議会で決めなきゃいけないものですから、まずその設立に一年間掛つたところでございます。全国のすべての自治体で議決を経て、昨年の三月末の時点で全都道府県で広域連合を設立されたわけでありまして。その後、事務局を構成し作業をしていったわけでありまして、この保険料についての条例ができましたのは昨年十二月でございます。したがって、その作業としては昨年十二月に具体的に作業し、かつ東京都の場合、更にそこから保険料について議論を重ねられて特別な措置を講じられたと、そういうこともございます。

ということ、保険料すべてのデータがそろいましたのはやはり今年になってからということ、ございまして、全国的な各自治体のそれぞれの国保料と広域連合の比較をするという作業にまでなかなか至らなかつたというのが実態でございます。

風間直樹君 いろんな御事情はあつたんでしょう。それは拝察い

たします。しかし、七十五歳以上の方々全員に加入していただく制度の運営にはやはり準備が間に合わなかったということ、これは私は厚生労働省の大失態だと思います。

大臣、私は、大臣は元々国際政治学者でいらっしやって、私も元々の専攻はそっちなものですから、国際政治学者舛添要一さんの一人のファンとしていつもテレビでよく拝見しています。おとこのテレビを拝見しましたら、大臣の発言が映像で出てきましたので食い入るように見ていたんですが、こういふふうにおっしやった。私は世界のいろんなところで仕事してきましたけど、この制度はいい制度ですよ。

これ、七十五歳以上の方々の実感にじっくりくる御発言じゃないと思うんですが、もし何か御異論がありましたら。

国務大臣（舛添要一君） それは、御覧になったテレビのその部分だと思えますが、私が申し上げたのは、国民皆保険について申し上げた。例えばアメリカは必ずしもそうではない、ムーン監督の「シッコ」なんという映画もありますけれども。私はフランスも長くて、ここはもう保険制度が固まってすっかりしていました。だから、国民皆保険を守りたい。この国民皆保険という制度は大変いい制度ですよということをし上げましたので、それはそのテレビ局に前後のビデオを全部提出させて見れば、間違いなくそう言うております。

風間直樹君 分かりました。これはテレビ局の映像の取り違えかもしれません。

そこで、この制度の円滑実施ができなかった責任なんですが、大臣、これ今部長から御答弁ありましたように、最終的には去年の十二月から本格的な準備に入ったと、それがこの四月の十五日のスタートに間に合わなかったと。そのために高齢者の方々の生活には大きな混乱が生じているわけです。

大臣は私は歴代の厚生労働大臣の中でもこういう問題にはやはりひたしお意識を持って取り組んでいらっしやる方だと思っんですよ。とい

いますのは、お母さんの介護に長年当たられた。その記録を書籍にされていますね。私も拝見させていただきました。今日持つてきているんですが、この中で、一緒に撮られている写真も出ていますね。中身を細かく拝見しますと、私は大臣のお気持ちというのはよく分かります。しかし、その大臣だからこそ、やはり今混乱を強いられる七十五歳以上の方々のこの痛みというものを強く感じていただけではないかと思えます。

大臣、少なくともこの混乱を招いた責任というのは、七十五歳以上の皆さんにやはり責任者としておわびをされるべき立場におありになると思います。大臣、いかがですか。おわびをしていただけますでしょうか。

国務大臣（舛添要一君） 私は、それはもう実施責任者としていろんなところで申し上げていきますけれども、国民の皆さんにいろんな御迷惑をお掛けしていることは本当に謝らなければいけないと思っっております。

その上で、例えば千三百万人おられる方々、大まかな数字で六万人にこの保険証がまだ届いていない、今四万五千ぐらいには減っていますけれども、そういう方々に対して、これはもう免許証でもかつての保険証でも、名前と住所と生年月日が分かるのを持ってきていただければもう窓口で全額取るようなことはしないようにというこの指示を出しました。

そして、実は昨年未からということをおっしやっていたんですが、すけれども、これは与党において、後期高齢者について激変緩和措置というかそういう凍結措置を決めました。例えば息子の被扶養者になっている方々、これは制度設計では保険料を払うことになっている、直ちにですね。それを、最初の半年間は保険料ゼロだと、それからその次の半年間は一割、二年目は半額と、そういう措置を与党の方で提案され、それは政府・与党の措置として決めました。そういうことがあったものですから、現場の市町村にとってはプロ

グラムを組もうとされていてまた新たな指示があったというんで、プログラムの組んだりすることについて大変な混乱がある。

それから、今度広域連合ということでも都道府県単位になっているんですけども、現場の末端が市町村。そうすると、恐らく都道府県に対してはきちんと指示が行ってたのが、都道府県から今度は市町村の段階で十分な指示が行かなかった。いろいろ反省点はございますので、一つ一つこれは着実に手当てをしていって、是正すべきは是正すると、そして先ほどの保険料の、未着の方々が御迷惑掛からないようにやっぱり全力を挙げてこれは取り組んでまいりたいと思います。

風間直樹君 今朝の産経新聞に、一面ですが、塩川正十郎さんのこの記事が出ております。御本人が書かれたものですが、御自宅に後期高齢者医療制度の通知が役所から郵送されてきた、この一枚の紙切れは私の人生を否定するものでしかなかったと、塩川先生こうおっしゃっているんですね。国が間違つとると。後期高齢者医療制度は老人の医療負担を増やすだけではない、高齢の親を扶養するという伝統的な家族のきずなを壊すばかりか夫婦の間にも水くささを持ち込みかねないと、こういう指摘をされていらつしゃいます。これ、元財務大臣の指摘ですから大変重たいと思います。

今日、配付資料の一枚目でお配りしましたが、この多田富雄さんの毎日新聞の夕刊に載った記事、今から七年前に脳梗塞で倒れた、その後リハビリをされて五十メートル歩けるようになったと。しかし、二〇〇六年の四月、診療報酬改定によってリハビリの保険給付が最大百八十日で打ち切りになったと。今回のこの後期高齢者の医療保険制度に対して、大変強い怒りをこの中で表明されていると。

私は、こつという一人一人の患者さんがこの制度の導入によって実際どういう立場になるのか、どういふ医療を受けるといふ状況になっていくのか、この点に対する目配りが果たして十分だったんだろうかと、こつという感を非常に強く思うわけでありませう。

さらに、その延長線上に出てくるのが、終末期相談支援料の問題です。

毎日新聞 2008年4月11日 夕刊 4面

おちおち **死んではいられない**

この国はどこへ行こうとしているのか

免疫学者 74歳 多田富雄さん

今の政治は病んでいる

後期高齢者医療制度は 娯捨てです 反乱起こしたいぐらい



「夕刊特集ワイド」へご意見、ご感想を、t.yukan@mbx.maiw.co.jp ファクス03-3272-3279

先日、厚生労働省は、この相談支援料のいわゆるガイドライン的なものを作られたと、基本的な考え方、具体的な内容、支援料として二百点、一回に限るけれども盛ると、こついうことを打ち出したわけでありませう。

これに基づいて各医療機関では、患者さんに対してお医者さんがいわゆるリビングウイルを確認するための用紙作りが進められております。今日お手元に配付資料として御用意しましたのは、厚生労働省からいただいたリビングウイル確認の用紙のひな形なんです。

このひな形が余りにもちよつとどうなのかと。実際、病気で終末期にある患者さんがこれをお医者さんから示されて、そして口頭であるいは文章で終末期どういふ医療を受けたいかという確認を求められた場合、その方のお気持ちあるいはその方の御家族のお気持ちというのはいかばかりかと私は思います。

まず、御覧のように、予測される生存期間というのが四つありま

す。一、二週間以内、二、一か月以内、三、数か月以内、四、不明と。

国務大臣（舛添要一君） 五ページですね。

風間直樹君 それです、はい、五ページです。後ろから二枚目です。

さらに、「私は、下記の医療行為について、受けるか否かについて以下のように希望します。」と。その項目として、まず輸液、希望する希望しない、次に中心静脈栄養、さらに経管栄養、四、昇圧剤の投与、五、人工呼吸器、六、蘇生術、七、その他、そして場合によっては急変時の搬送の希望もここで確認されるんですね。

つまり、もし私が終末期の患者でもう余命幾ばくもないという時期になったときに、お医者さんから、風間さん、あなたはもしもの場合、人工呼吸器そのまま付け続けますか、それとも外す方を希望されますか、あるいは容体が急変されたときに救急車で搬送することを希望されますか、それともされませんか、こういうことをまさに余命幾ばくもないときに確認をされる。

これは大臣、どうなんでしょうか。私は、やはりこの書面を示されて意思を確認される終末期の患者さんのお気持ちというものをそんたくするといったたまれない気持ちになるんです。大臣、御認識を伺えますでしょうか。

国務大臣（舛添要一君） この資料は厚生労働省の資料ではございません。これは全日本病院協会が平成十九年十一月に終末期医療の指針として作成したものであり、ということでございます。いろんな病院協会であれ、団体がこういう形のお作りになるというのはある意味で自由ですけれども、私は、委員が今おっしゃったように細かい配慮がやはり必要だと思います。

そしてただ、リビングウイルというものを、私はかつてはたしか小池委員にお答えしたかもしれませんが、そういうことをきちんとやるべきだという立場で、リビングウイルについて法制化できないかなというの

は大臣になる前、議員のときに思っていたぐらいですから、この問題非常に興味があります。ただ、こういう形で何かもうお年寄りに対していたわりの気持ちがないような形の項目作るといふのは私もいかなものかなというふうに思います。個々の団体に対してもしこういう配慮はしていただきたいというふうに思います。

風間直樹君 最後に、これ厚労省のガイドラインに沿って出てきている、この資料も私は厚労省からいただいたと、この点を確認させていただきます。

委員長（岩本司君） もう時間でございますので、簡潔にお願いします。

政府参考人（水田邦雄君） 私どもが求めておりますのは、先生の資料で申しますと四ページのもの、こういう事項が求められるものであるということでございます。先ほどの五ページは、大臣から申されましたように、これ全日本病院協会が作ったもので、民主党に提出させていただいたものにもそういった明記をしたものがございます。

なぜこのようにクレジットがなくなっているのか、私どもとしては承知しておりません。

風間直樹君 終わります。